

平成 30 年度 山の辺校区地元説明会会議録

日時：平成 30 年 4 月 25 日（水） 19:00～20:15 場所：東部公民館

出席者：（組合側）並河管理者・川口局長・井上次長・粕谷課長・山下係長・武田主任  
（地元側） 43 名

局長：皆さんこんばんは。本日は夜分お疲れのところ、山辺・県北西部広域環境衛生組合が計画しておりますごみ処理施設の協定書についての説明会に出席をいただきまして、大変ありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます事務局長の川口でございます。宜しく願い致します。それでは最初に山の辺校区区長会の会長、■■■■会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

■■■■会長：皆さんこんばんは。大変、夜分出にくいところ出席をいただきまして、本当にありがとうございます。今日をご案内させていただきましたように新ごみ処理施設、これについての説明会とそれと今回新しく協定を結ぶ事になりました。それについての説明を市の方から来ていただきまして、市長から説明を伺いたいという具合に思っております。こういったごみ処理施設っていうのは、はっきり言ったら迷惑施設というふうな事になるかと思えます。そういった中で、やはりごみ処理っていうのは欠かせないもんやという事は皆さん方ご承知やと。ところが現在ある処理施設っていうのがもう限界にきております。平成 36 年にはどうしてもこれは建て替えか移設をしなければならないというふうな事で、前市長の南市長からの受け継いだ事案でございます。そういった中で今までは 1 市 2 町 1 村でやっておった処理施設、今回は 10 市町村で共同でやるというふうな事になって、場所は予定では岩屋町でやるというふうな事が決まっております。それに対しまして非常に我々としても、一番心配なのは公害。こういった公害が出ないだろうかというような事は、私も心配をしております。しかしながら最近の新技术によりますと、こういったクリーンセンター、大阪のど真ん中でも大きな施設が建設をされているというふうな事で、ほとんど公害は出ないという事は聞いておるんですが、ただやはり地元に来るという事になってくれば、そりゃ誰しも心配であるというふうな事で、再三再四、岩屋町の町民の方々には説明会を開かれておるという事を聞いておるんですが、今回はやはり山の辺校区としては是非一つ行政の方からこういった処理施設に対して詳しい説明をしていただきたい、そして又、それによって私達はこういった共同の協定を結ばせていただきたいという予定でございまして、今日お集まりいただいたわけでございます。どうか専門的な知識、私も分かりません。したがって皆さんから・・・なって一つよくご理解の上、前へ進めていただきたいなという具合に思っております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

局長：それでは本日は、組合の管理者であり天理市長の並河市長からご挨拶と説明の方を兼ねてさせていただきますので、宜しく願い致します。

管理者：皆様、改めましてこんばんは。いつも大変お世話になっております市長の並河でございます。今日は今、局長の方からも説明ございました通り、私共 10 市町村で今、山辺・県北西部広域環境衛生組合という事務組合を設立をいたしまして、その管理者を私が兼ねさせ

ていただいております。その立場の上からご説明という事で、本当に平日夜分お疲れのところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。又、平素、〇〇〇〇会長を始め、山の辺校区の皆様方、特に各町役員の皆様方には市政運営全般において大変お力添えを賜っておりまして、この場をお借りして心から御礼を申し上げる次第でございます。私からはですね、今日、主に2点について最初にご説明を申し上げて、そしてその後皆様からのご質問ございましたらそれにお答えをしていきたいというふうに考えております。1点目が2枚もので配らせていただきましたけれども、新ごみ処理施設建設に係る協定書の案という事でございます。こちらにつきましては、この新ごみ処理施設の建設に関しまして、これまでご当地の岩屋町そして石上町を始めとし、校区の方でも何度か説明会はさせていただいておるとい認識でございますけれども、これについて同じような事はもちろん樺本校区の方も地元になりますので、そちらでもご説明をしておりました。そういった議論の上に、やはり口頭の説明事項だけではなくて、お約束事という部分をきちんと文書の形で残しておくべきだというお話を樺本校区の方ではいただきまして、この4月に同じ文面をもって、既に文書を締結させていただいたところでございます。そうなりますと、やはり樺本と同じくご当地の山の辺校区もこの地元、或いは周辺地域という事になりますので、私共としてはこういった協定書、一方だけではなくて如何でしょうかという事を先般、区長会の方で臨時にお集まりをいただきまして、一度ご案内を差し上げた上、今日又改めてご説明の機会を賜ったという事でございます。概要の方、説明をさせていただきます。まず前文でございますが、こちらについてはこれは新ごみ処理施設の周辺自治会という形で、校区の稲田会長とそして組合管理者である私の間の協定書という形を採っておりますけれども、将来に亘ってこれは組織と組織の間の文書になりますので、重要なものになってくるという事でございます。そして次に各項目第1条から第13条までございまして、若干長うございますが、順を追って説明をさせていただきたいと存じます。まず、第1条でございますけれども、稼働開始から50年がこの期間であるという事。そして次期建設候補地は組合に参加する市町村全体の責任として、天理市以外の市町村で選定する事というふうになっております。これは実際に建物の耐用年数が50年という形になります事と、後は特に焼却施設の方について地権者の方と定期的借地契約を結ばせていただいておりますので、これはもう更新もないという事なので、地権の設定からしても、この50年を稼働後超えて動いていくという事はないと。ですから、物理的にも或いは権利の上でも一旦そこが仕切りという事になります。その後なんですけれども、やはり今回については天理市で今、予定地という事で計画が進んでおりますが、10市町村全体のやはりこれは責任もちろんそうでございますので、その次の施設というのは基本的に天理市以外で選定をしていこうという事でございます。ちなみこの協定書につきましては、私が勝手にという事ではございませんで、この10市町村の首長全員から成ります運営協議会というものを今、事務組合の方で作らせていただいております。その事務組合の運営協議会の方で全10市町村が内容を確認した上で、これは締結をまずは樺本の方とさせていただいたものだという事で、ご理解をいただきたいと思っております。第2条についてでございますが、焼却灰については天理市以外で最終処分地を確保する事という事でございます。これもその場においては焼却、或いはリサイクルごみの処理をするだけでございまして、それを地面に埋めたりとかそういった事はしないという事でございます。現在、私共は、山添村と大阪湾のフェニックスという所で最終処分地を持っております。現在の計画では山添村の所は、平成30年代半ばには

もういっぱいにして閉鎖をするべく調整を行っておりますが、大阪湾のフェニックスという埋め立ての方が2期目が平成44年まで今、稼働する予定でございまして、そしてここで処理している自治体が近畿圏、非常に多いものですから、既に3期目の環境アセスメントに入って事業化がされている状況でございます。なので、灰については大阪湾に持って行き、まかり間違っても天理市のどこかで埋めるとかそういった事ではないという事が第2条になっております。第3条でございましてけれども、これは後に新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書の策定について答申というものを又ご説明をいたしますけれども、これは以前からの地元説明会でも申し上げておりますし、今、[REDACTED] 会長のお話でもございました、大気に関しまして国の方では非常に厳しい基準というのが設けられております。それを超えて運転をするという事は、これは違法になりますので、運転を停止しなければ、稼働後であったとしても続けられない施設であるところに、更に自主規制値というものを設けていこうというふうにしております。国の基準値がどういった事で設定されているかという事なんですけど、例えばダイオキシンという物質でございまして、人が一生の内に毎日継続的に採り続けたというふうに仮定した時に、健康上の被害が生じないというのが科学的に数値の根拠になっております。そこから各施設について、その基準が導き出されているものでございます。本施設につきましては、もちろん環境の保全技術を最新のものを導入するという事に加えて、勝手にその数値を超えているのに操業するという事がなく、市民の皆さん方に常時監視をいただいている状態で運転が出来るように、排ガスの数値を常時インターネット上、或いは施設内、そしてこれは他の施設をご視察いただいた方には既に見ていただいたりもしているんですけども、周辺公民館の電子掲示板等でその数値を常に公開をするという事でございます。この測定値の公表や実施方法についても他の施設を最新のものを参考にしながら、今後決定をさせていただきたいという事でございます。又焼却炉、これについては50年間の内に一度は入れ替える形になるわけなんですけれども、その時の最新の技術を導入すると共に、仮に今現在、国の方で厳しい基準がございまして、将来的にさすがにもうこんなに厳しい基準じゃなくても良いだろうという事で、もし国の方が基準値を緩めたとしてもうちについては今この時点できちんと定めた自主規制値をそのまま維持するという事です。ですから仮にもう今までちょっと厳し過ぎたし、環境のコストもかかったから、科学的に考えればもう今の基準よりも桁をちょっと変えても良いだろうというような形に仮になっていたとしてもそれに応じて緩めるという事はないというのが3条になっております。そして第4条なんですけれども、これについても車がやはり10市町村の連携という事になった場合にどうなるんだというご質問は今まで多くをいただいております。これにつきまして大和高田、三郷、安堵、上牧、広陵及び河合と書いてございます。これは何故こういった事かと言いますと、今既に天理市の方に川西町、三宅町そして山添村というのは今も我々のごみ処理施設で受けておりますので、これは天理市と同じ扱いにするという事なんですけれども、新たに今回、新ごみ処理施設に来られる所につきましては、積替施設を各市町村の中に造っていただいて、パッカー車は天理市に直接来ない。そこで10t程度の大型車に積み替えて、そして名阪国道を通過してこの天理東インターを経由しなさいよという事でございます。つまりそれはですね、河合町ですとか、或いは広陵町ですとか、大和高田市のパッカー車がそれぞれバラバラに天理に来てですね、生活道路にご迷惑をお掛けする事がないよという主旨でございまして10t程度の車に積み替えた場合、今、私共の試算ですけれども、名阪を1日に30台程度通ら

せていただくという想定でございます。これが今、名阪が概ね12時間で3万台程度の車が走っておりますので、1台も増えないというわけにはいかないですけれども1,000分の1程度増えるという事で、ご理解をいただけたらという事でございます。そして決めてはいるけれども、仮に名阪が混んでるとか色んな理由です、勝手に地道に下りる車があったらどうすんだと。生活道路に迷惑は掛からないのかという事なんですけれども、運搬車両にまだマークは作っておりませんが、組合のマークを付けて表示するという事しております。なので、それが付いていないと搬入ができない。その印が付いている車が万が一にもこの搬入ルートとして定められてます名阪以外の一般道を利用する事があれば、2ページ目の所の一番上ですけども、一時搬入停止等の措置を講じる事という事しております。ですので、これは約束を破ったら、搬入が出来ないという非常に困った事になりますんで10市町村長全員がこの点を確実に守るという事でやらせていただいているところでございます。同じく車につきましては、運搬してくるパッカー車が来ないのは分かったと。しかしながら一般車両の直接持ち込みがあるじゃないかと。あれが渋滞を起こすような事があるんじゃないかと、こういったご質問も今までたくさんいただいております。それについて重複しますが、これも大和高田の市民は大和高田の積替施設に持って行ってもらおうと、天理の積替施設に来て免許証見せて下さいという形になって、あ、大和高田の方ですね、あなたは直接ここには持ち込みできませんという形で、きちんと住所地を確認をいたしまして、天理とそして三宅、川西、山添、ここ以外の所については来ない。つまり今の施設に来ておられる方以上のものは、こちらでは受けないというのがこの5条になっております。そして渋滞が奈良市程ではないんですけれども、やはり年末等になりますと、少し24号線の所でも今の施設でございます。そういった事が起きないように、持込時間を限定する、或いは予約制を導入するというような形でこれは今後も警察ともしっかりと協議をしていきますけども、生活道路にこれが影響を及ぼさないような対策を採っていきたいというのが5条になって参ります。そして6条でございますけども、これは持ち込んで来るこのアクセス道路の清掃という事でございますが、ごみが散ったり、或いは液体物が流出しないというのがもちろんでございますけれども、やはりそういった事がまかり間違ってもないように、定期的に組合によるパトロールを行って、きちんと保全されているというところについて確認をさせていただくというのが6条になっております。7条でございますが、これについては新ごみ処理施設の建設予定地の近くに、東縁断層帯という活断層があるではないかというご質問をこれまでたくさんいただいていたところでございます。私共、説明会の方でも、有識者の方の見解というのを示させていただいて、活断層については近くにあった場合においても20km前後から以遠にならないと距離と揺れの強さというのは関係がないという事については申し上げてきたところでございますし、むしろ大事なのは地盤だと。つまり30km 40km 50kmと離れておれば遠い方が揺れは少ないわけですけども、それ以内でありましたら、あまり関係がないと。この辺りでしたら田原本近くの低地の方が直下型地震の場合に震度7が予測をされておりました、建設予定地は6強でございます。なので、むしろ離れている盆地の方、今のクリーンセンターの施設の周辺の方がより強い揺れが予想されているわけでございますが、大事なのもそれよりもやはり地盤の状況を確認する、そして必要な耐震性を持った建物を建てる事だという事の中で、ただじゃあこの施設の地下の状況がどうなっているのかという事について、住民説明会等で色々ご質問、或いは懸念をお示しいただいておりますんで、地形的に

見れば明らかだという事は有識者に仰っていただいておりますけれども、この平成30年度に予算をつけさせていただきまして、深く地面を掘り下げてそこで地面に問題がないかどうかというのを確認をさせていただきます。そして、有識者等により活断層がこの敷地のこの部分にかかっているよという事が仮に分かって、耐震性を確保する事が技術的に不可能だという事が言われた場合には、この当該計画は中止をせざるを得ないという事でございます。一方、私共としてはこれまで多くの有識者に見ていただく中で、橋梁等の長い施設ではございませんので、仮に地面にずれ等が生じた場合でも、安全の確保というのは可能であり、又熊本の地震の際等でもすぐ近くにごみ処理施設というのはありましたが、その現地を確認していただいた中でも、これは対策は可能であるという考えでございます。ただ、やはり言葉だけでなくきちんと確認をさせていただくというのが7条の第一段落目、そして第二段落目の部分ですが、どういった耐震構造を持つて施設かどうかというのは今後の数値データ等も設計の部分を含めまして、きちんと決まり次第、又住民説明会を開催をさせていただき、これは公開をしていくという事でございます。第8条についてでございますけれども、これは災害ごみでございます。本当に大きな大地震が起きた際、熊本でもそういったテレビ映像が流れておりましたが、ごみ処理施設に捌き切れない被災した倒壊した家等のごみが集中をするというような事がやはりございます。そんな時に10市町村分がここに押しかけてくるという事ではなくて、先程申しましたようにそれぞれの市町村で積替施設を持っておりますから、きちんとそれを活用しながらいっきに殺到しないようにするんだという事が第8条でございます。ちなみにこの処理施設が一時的に能力を超えるくらいのごみが来てしまったとかそういう場合、本当に極限的な状態ですけれども、そういう場合には県と周辺都道府県の間の取り決めというのがございまして、より広域的にごみは処理をされていくという事になって参ります。第9条以下10条までが水についてでございます。この点は特に建設予定地が高瀬川、檜川が流れておまして、白川ダムからのこの水系も含めて非常に水については農業関係の皆様は今までご質問いただいていたところでございますので、水については非常に重視をしておると。一つは第9条で洪水調整機能という事でございます。これはかつて高瀬川の所で、橋脚に木が引っかかったりしてそれで水が流れなくなって水がついたというような事が樅本等ではございました。そこに施設でございますので、コンクリートを打つ形になりますから、それが地面に染み込む分が直接、雨が流れていくという事で、県の方で大和川流域については調整池の技術基準というのがあります。この面積についてはこれだけの調整池を造りなさいというのが規定をされております。それぞれリサイクル施設と焼却施設500mm以上という事ですけれども、それを造らせていただくという事でございます。ただまあ私共申し上げているんですけれども、今の施設自体が例えば施設の予定地自体がですね、森林になっていても凄く保水力があるというような状態ではございませんで、既に更地の状況で駐車場状のものでございますので、むしろしっかりと調整池を造る事によって、これまでよりも有益の洪水調整機能が弱まるというよりは、むしろしっかりと高めていけるようにやりたいというのが9条でございます。10条については、これは施設内で使われる水や雨水が周辺の河川を汚染する事がないよという事でございますが、まず建屋の中の水、実際に色々冷却をしたりとかそういったところで水は使います。これはですね、施設内で循環させて利用するもの。実際に処理プラント、機械の中で使うようなものというのはもうグルグル回すような形になりまして、それ以外のものについても下水道に放流をするという事に

なりませんので、川に何かごみ処理施設に係る有害物質が流れずに対策を講じるという事でございます。それと雨はどうなんだと、ごみに触れてしまった雨がそのまま川のところに流れていくという事になると、やはり非常に心配だという皆さんがいらっしゃるしまして、それについては又というところですが、野積みはいたしません。今の私共の施設では若干、野積みの状態、今回の新しい施設というのは全て施設内でごみ処理が行われますので、パッカー車が中に入って処理をします。ですからごみが直接雨水に触れる機会というのはないという形で施設をきちんとつけていくという事でございます。そして雨水の河川放流を出来るだけ軽減する為に、施設の屋根に降りました雨についてはごみピット、或いはプラットホームといった所の車だったり地面の洗浄で雨水を使いますので、そういうところで使う。そうすると下水に流れて参ります。或いはトイレのお手洗いの水を流す等施設内で再利用して下水に流さないというような事でございます。ですので、純粹に敷地の駐車スペースとかアスファルトに落ちた雨水についてはこれは流れていくという事になりますけれども、それについては事前の環境影響評価、これは流域の河川の所でももちろん行いますし、事後的にも定期的に櫛川と高瀬川の所について、水質検査を行うと、そしてそれを大気と同じような形でどういった数値だったかというのは公開をさせていただくというのが第10条でございます。中には周辺の池が和爾の方になりますけれども、利水として使っておりますので、一時一切の水は流さないようにというような議論もあったんですが、やはり敷地内に降る雨も重要な利水の一部だという事で、今そういった形になっております。10条までが水でございます。そして11条、これは当然と言えば当然なんですけれども、南海トラフ巨大地震を始め色んな災害が想定される中で施設及び施設の建設と稼働に因果関係が認められる被害について誠意をもって補償する事という事でございます。我々がお預かりしているお金というのは公金になりますので、さすがに周辺で起きた事でも因果関係が証明されない、分からないというものについて全てお支払をするというわけにはいきませんが、因果関係がきちんと確認できるものについて誠意を以って補償するというのが第11条でございます。そして12条13条、今後の部分を含めてですけれども、これから今建設を始めていった、或いは稼働していったら、あんまり気付いてなかったけれども、地元としてはこういう点が重要だというような事が出てきた場合に、もう私共として1回決めたんだからその話は知りませんというような対応はとらないという事でございます。疑義が生じた場合にはきちんと甲乙双方で協議をする、又協議の上で協定書に見直しが必要なものについてはきちんと条項を追加をさせていただいたり、修正をさせていただきましょうという事でございます。なので、この協定書、私共としては機本とこれで結んでおりますので、基本的にこれを基にご相談をしていきたいと思っておりますが、じゃあ、あの時にこう先走ってしまったのでというような事になるかと12条13条で対応するという事になっておりますので、そちらのご理解を宜しくお願いを申し上げます。質問纏めてでよろしいですかね。もう1点だけ私からご説明をさせていただきますけれども、それは新ごみ処理施設に関する基本仕様書等の策定についてという答申というのございます。ちょっと長うございますので、要点を掻い摘んでご説明をさせていただきますが、これがどういったものかという事なんですけど31ページをご覧いただけたらと思います。これは今正に状況としては、環境影響評価というのを県の規定に基づいて進んでおりました、実際に今年度には実測にかかっていこうというところでございます。そして施設の建設は平成32年度を予定しております、今年はこの答申に基づいてその工事の設計や、或

いはその建設に係る入札に向けた準備を行う期間という事になっております。ただ、やはり私共としては説明会を行わせていただいて、色んなご心配いただいている事項にお答えするという事だけでなく、やはり基本的な仕様については地元のご代表にもご参加をいただく中で、専門家の方も入っていただいて議論をして、それを最大限尊重してこの施設についての設計なりをやっつけていかねばいかんという事で、組ませていただいたのがこの整備検討委員会というものでございまして、この表にございます通り1号2号委員というところは学識経験者の先生方でございます。環境関係、或いはこのごみ処理に関する専門家でございます。6号のところ、ちょっと飛びますけれどもこちらについては断層の事もございましたので、地震、防災、耐震設計、測地、地盤、土質工学という先生方にも入っていただいております。そして3号の部分でございますけれども、櫛本と同様に山の辺校区から〇〇会長とそして施設の地番地でもございます岩屋の〇〇区長に地元代表という事でお入りをいただきました。そして4号としては各種団体の代表という事で学校関係、農業関係、そして女性関係というところに入っていただきました。それに加えて一般公募で2名の市民の方に入っていただいたというのが、この施設整備検討委員会でございます。次のページ32ページをご覧いただきたいと思いますが、これは昨年度、29年度に行ってきたものでございまして6月12日に今のリストに基づいて委嘱をさせていただいて、私は一切この議論には関与させていただきませんでした。実際に3月に答申をいただくまでは完全に委員会の方で議論をいただいたという事でございます。1回目のところからどういった点に留予していくんだという項目の整理、特に環境、景観、防災、色んな点について議論をいただきましてそれに基づいて専門の先生方の中で、どういった施設の規模である、或いはどういった自主規制値であるとか、そういった事について議論をいただいたものをもう一度委員会全体で議論をいただいて、そして1月でございましてけれども、これはですね、地元山の辺校区でございましたら地番地の岩屋とそして隣接の石上の方で地元説明会を開催をさせていただきまして、そして2月から3月にかけてパブリックコメントをやらせていただき、そして3月にこの答申に至ったというのが流れでございまして。この答申に基づいてこれから施設の具体的な仕様というのを作っていくというのがこの流れになっております。それでは前の方に戻って参りますけれども、目次の所をご覧いただければこの構成が分かるような形になっております。施設の規模から始まって10の耐震対策の所まで続いておりますが、まず施設の規模という所が2ページ目にございます。元々10市町村という事で、現在各市町村で処理をしておりますものを単純計算をして当初340tというような事で、地元説明等も行っていた部分でございましたが、その後、減量化の努力、或いはごみの分別の整理ですとか、将来的な人口減というところの加味をさせていただきまして284t1日で最大処理をできる施設という事で計画を立てさせていただきました。そして、粗大・リサイクル施設につきましては、この3ページ目の下に書いておりますけれども、年間ごみ処理量という事で4,855tというような形で設定をさせていただいております。これが炉の規模ですとか、施設全体の規模に関わってくるような部分でございまして。そして5ページの部分に区分の一覧表というのがございます。今10市町村あればそれぞれ分別の仕方も違うんじゃないかというようなご指摘もいただいておりますので、これは既に10市町村で合意をして、新施設稼働までに統一のルールの下で全て分別を行うという事になっております。そして2.の所が6ページからございますが、これは若干専門的な部分になってしまいますけれども284t炉というような炉の数でやっつけていくかという事で検討

した結果2炉の構成でございます。ですから場合によっては1つの炉が修繕だとかメンテナンスというような時でも、対応ができるような形と後は経済性の部分で考えまして2炉構成という形でございます。そして3.の部分のごみ質の設定という事でございますけれども、これは先程も分類の部分と後は実際の今の生活様式の一部を踏まえたものになっておりまして、3-1のごみ質という所が専門的な水分とかそういう事になりますが、そこから導き出されるのが炉の処理方式ですか、或いは数値の規制の部分になって参りますんで、そういう前提としてどんなごみの組成だというような事も検討したという事でご理解をいただけたらと思います。そしてごみ処理施設の方式というのが9ページ以降の所になっておりますが、10ページの所を見ていただけますでしょうか。この10ページの二次評価の所に書いておりますが、これはもう全てに通じる部分でございますんで10ページの下半分の所に(3)というのがございますが、基本方針としてという部分でございます。環境にやさしい、そして安全性・安定性に優れている、循環型社会に寄与する、周辺地域との共生が取れる、又環境教育の起点ともなる、そしていざ災害という時に電力を作るといったような防災機能にも優れたものである、そして経済的にも優れた施設というような項目を設定をいたしましてどういった炉の方式にするかという事を検討して参りました。その中で色んな最新の施設ですと、この処理の方式というのはございます。燃やさないで炭化させていくような施設もあれば、灰を溶かしたりとかそういったものもあるんですけども、一つには最新の環境基準が満たされているという事と、あまりにもまだ試験的な技術を導入して後で失敗して造り直さないといけないというような場合も最悪世の中では出ておりますんで、既に確立されている安定性がある技術という所を今回の委員会では重視をいただいたという事でございまして、結果ですけれども焼却方式というものが採られております。この11ページの下部分ですね、黄色い部分が総合評価なんで、ちょっと横に角度が変わっておりますけども、ストーカ式の焼却方式か流動床式の焼却方式と書いております。いずれも全量を焼却するというものでございまして、その中で2つ主なものがあるんですが、この2つというのは甲乙が付けがたいので、今後、実際にプラントメーカー等からの提案の時に中身を見た上で、それは結論を出しましょうというのがこのものになっております。そして次に非常に重要な13ページ、5.でございまして自主規制値というものでございます。13ページの表の5-1を見ていただきたいんですけども、これが排ガスの自主規制値、赤で囲んでいる部分になります。この隣に法令等基準値というのが書いておりまして、全て勿論それは法定を超えた自主規制値というのはありませんので法定よりもより厳しい基準がつけられている、煤塵でしたら4分の1という形になりますし、塩化水素というものでしたらこれは20分の1以下になっております。実際には最新の施設でございますけども、例えばダイオキシン等は限りなくゼロに近うございますんで、ほんのわずかなものが検出されても数値というのが大きく変わりますが、この数値の1,000分の1から100,000分の1程度で推移するのが最新の施設でございます。なのでそういった施設をきちんと目指して参りますが、一旦、自主規制値としてはこういった事で定めさせていただいております。14ページの所に近隣の施設、最近建った物の自主規制値が示されておりますので、それとの比較もしていただけるかなと思うんですけども、この近畿圏内では基本的に一番新しい施設が採用している基準というものに、同等以上の自主規制値になっているという事でございます。15ページの部分にもう少し詳しく書かせていただいておりますけれども、これは煤塵の自主規制値という部分に加えてバグフィルターとい



う不純物を取り除くものの中で、方式がいくつか分かれていますので、それを専門的な知見からどういった方式がいいかというような事を選んだものでございまして、急に言われても何の事か分からんというふうにお思いになるかと思いますが、この15ページの下の方の緑枠にございますように、ダイオキシンとかがかえって濃縮してしまうような事がないようになるとか、或いは廃液を処理する時に注意を要しないようにというような視点から選んでいるという事でございまして、施設もコンパクトになるし、煙も生じにくく、又発電効率がなくてランニングコストも有利である、こういった点も加味したものになっております。そして硫黄酸化物、こういったものについては後程又煙突の高さの所に触れて参りますけれども、そういった際の拡散というところですか、風向きによっては強まってしまう事もあるよというような事を十二分に考慮したような数値となっております。煙突の高さなどでございますけれども、これは色んな考え方がございます。やはり景観上圧迫が小さい方がいいとか目立たない方がいいというようなご意見もあつたわけでございますが17ページの部分見ていただきますと、風向き等によっては基本的にこれは拡散をする。ですから先程自主規制値というようなもので数値を示しましたですけども、概ね1kmから2kmの範囲であれば煙突で拡散すると200,000分の1ぐらいにこれは数値としては薄まるものでございます。しかし急な風向きで煙突のすぐ下の所にきてしまったりだとか、地面の方に風向きによって強まってしまうというような事も懸念をされますので、そういった事も踏まえて比較的高い煙突を建てようという事でございます。それで17ページの下にあります通り59mのものが今煙突としては考えられております。ただこれについては大阪の街のど真ん中とかでしたら、もっと高い煙突でちょっと周辺に圧迫感があるようなものもあるんですけども、建屋から考えますとそれにプラスで36mくらいが建物になりまして、それに中に入れるような形になりますので20mくらいがその建物からまだ少し出ているというものになります。なかなか言葉で申し上げても分かりづらいというところがあるかもしれませんが、我々としても奈良マラソンのルートにもなっていくような地域でございまして、景観には十二分に配慮した形で考えていきたいというふうに思っております。そこから先の部分でございまして、ちょっと大分機械の部分とかで、細かい部分もございまして、一つ21ページ、余熱についてでございまして、まずは焼却施設でございまして、これを発電をして売電をしようというような事も構想されておりますけれども、同時に熱が出ますので、それについて特に地元のご要望もいただきまして、温浴施設が福利厚生観点からも検討できないかというようなご意見をいただきましたので、今後それについてはしっかりと・・・として盛り込んでいきたいというふうに考えております。そういったしましたら、次が10番の25ページの部分を見ていただければと思いますが、これは先程繰り返すようになりますけれども、しっかりと防災拠点にするという事でございまして。電力、熱等がいざという時に使えるようにという事、そして(2)の所で耐震対策というところが書かれております。それが26ページの部分に書いてございまして、そもそもこのごみ処理施設というのはいざという際に防災的な機能も果たさない、或いはその周辺で出てしまった瓦礫も含めて色んなものに対応しないといけませんので、強い耐震性を求められておるんですけれども、それが更に委員会の方では、一番上の10-1の所の建設設備という所を見ていただけたらと思うんですが、乙類というのが甲類の方に、これは格上げになっております。甲類というのはどういうものかと言いますと10-2の所を見ていただけたらこれは震度7程度の地震が起きた時に、安全の確保は勿論二次災害の防止等も図られており、そ

して大きな補修をする事なく必要なものをきちんと継続的に運転できるようにというよう  
な国交省の方の定められた基準になっておりまして、27 ページの方にも少し文章で書いて  
おりますが、概ね火力発電所と同程度の強さが求められる施設という形になっております。  
ですので、これで確保しないといけない耐震の安全性というのは定められる形になるので、  
それがきちんと実現できるような施設というのが今後設計をしていかなければならないと  
いう事でございます。こういった形でまだ施設そのものの設計ですとか、或いはどんな会  
社のどんな機械を入れるとかそれはこれからの事になってくるんですけども、ここの部  
分は必ず押さえないといけない部分についてのご指摘をいただいたのが、この基本仕様書と  
いう形になっております。ですので、私共としてはこれに基づいて計画を進めていくと共  
に、進む毎にこないだ申し上げていた基本仕様書が実際にこういう形のものとして今形作  
られようとしています。そういうものを又校区の方ともご相談をしていながら説明会を  
重ねて行って、そしてやはり地域に安心をしていただける。そして環境保全、或いは環境  
学習にも役立つ施設を造ってこうという事で、今事業を進めているところでございます。  
すみません、非常に長い説明になってしまいましたけれども、もう1点だけすみません、  
私が申しそびれておりましたので、先程から私10市町村という形ですってとっております  
が、10市町村は焼却施設については10でございます。リサイクル施設については7市町  
村でございます、大和高田市と三郷町と河合町、これについてはそれぞれやはり地元の  
事業者とか色々事情もあって、自分の所で引き続いてやるという事でございますので、こ  
れはこちらには参りません。なので、リサイクル施設については7市町村という事ござ  
います。一旦これで私から説明以上とさせていただきます、以上の点についてのご質問  
をお受けしたいと思います。

局長：今、管理者の方から説明あったように協定書と施設整備検討委員会で定められました仕  
様書の説明をさせていただいたところですけども、何かご質問がございましたら、挙手  
をしていただいて発言をしていただきたらと思いますけれども。どんな事でも結構ですの  
で。

住民：豊井町の[ ]です。ちょっと2点程お伺いしたいんですけども、1点目は現在、  
嘉幡の方でやっておられます、し尿処理の施設は今度はどうなるのかと。天理市以外の市  
町村でそういう同じような施設を持っておられる場合は、どうなっていくのか。もう1点  
は南市長の時に仰ったごみの有料化ですよね、それはどういうふうな方向になっていく  
のか、今の市長のお考えを言っていたきたいと思います。

管理者：まず、し尿処理でございますけれども、事務組合というのは本来各市町村でやるべき事  
務を、これとこれとこれについては共同でやりましょうというふうに立ち上げるものでござ  
いますので、よくご存じかと思うんですけども、もう既に定められているもの以外が  
その仕事として乗っかってくる事はございません。その中で、し尿処理というのは含ま  
れていないという事になりますので、新ごみ処理施設については、し尿処理とは全く別個  
に動いているプロジェクトという事になります。さわさりながら、今後、嘉幡の方ですけ  
れども、し尿処理場だけ残すという事は勘弁して欲しいという事は地元の方からもご意見  
をいただいておりますので、今後どういう形がいいかというのは耐用年数を見ながら検討

していこうという事でございますが、一つの案としては広域でむしろ他の市町村の方で受けている施設なんかもございますので、そちらに持って行って処理をするという事も一案かなというふうに思っております。ただこれはまだ具体的にこうするという方針が定まっておきませんので、それは改めてご説明をすると同時に、今の時点でご確認をいただきたいのは、後付けで何かなし崩し的に、し尿処理場まであそこにまた引っ越ししてくるとか、そういった事はないという事でご理解をいただきたいと思っております。そして有料化のお話しなんですけれども、これは色んな議論が世の中でなされております、減量化に効果があるよという部分もあればこれから紙おむつですとか、異様に高齢化も進んでくる中で、各ご家庭の負担も増えてくるところで、どう扱うのかという中で各自自治体も非常に試行錯誤しながらやっているかなという事なんですけれども、**〇〇〇〇**さんご自身は非常に当時ご尽力いただいたという事で承知をしておりますが、有料化の議論自体が前の時には今の施設を修繕しようと、大規模修繕すると。そして、それを又建て替えを、その為にお金がない、なのでその分を何とかごみ袋を有料化する事で市民の皆さんに負担をいただくこと、こういった流れであったかなというふうに思っております。それが、私就任をさせていただく時にとってもやはり市民の皆さんに直接お金をお願いするというのは最終手段だなと。そもそもごみ処理の計画を考えていった時に、どういうやり方があるのかきちんと検証してみようと。そうしましたら大規模修繕をするだけでも非常にほぼ新設と変わらない程度のお金、新設と同じではないですけども、相当の負担がかかってくる、そして又建て替えるという事になると非常に大きなお金がかかってくる。これは一時的に勿論15年程もつんですけれども、新処理施設の計画を立てていく事も考えれば、一度にやった方が負担は少ない。そして広域でやらせていただく事によって、県の試算になりますけれども、建設でこれは事務組合作った時で3年前なんでちょっと今、金額が変わります。恐らく増えると思いますが、建設で100億は10市町村の負担が助かると。そしてその後も維持運転管理で年間9億から10億が助かるという事でございます。ですので、それが50年換算すれば運転管理で500億、建設と合わせれば600億程度が全部、天理市ではございませんけれども、各市町村の負担が減るといような事も出ておりますので、そういう形で我々が一生懸命とにかく合理化するっていうような事の努力を示して、その上でもどうしてもどこかで歳出が苦しいという事になれば、改めて市民の皆さんにお諮りするかもしれませんが、今現在としてはまずはきちんとしたごみ処理施設を建設するという事が、私共の方針でございます。

局長：他にご意見ございましたら。

住民：・・・町の**〇〇〇〇**と申します。炉の方式はまだ決まってないという事なんですけども、その燃料は何を使用されるのかそういうご予定とかはありますか。


次長：炉の形式は、焼却方式っていうのだけ決まっております、その中でストーカ方式でありますとか、流動床方式、これまあ大きく2つあるんですけれども、それを排除するという事は今のところございません。燃料と仰ってるのは助燃バーナーの事ですかね。始めに焼却炉を温めやんとごみは燃え出しませんので。最初に炉を温めるのが、重油で行うのかガスで行うのかっていうのがまだこれから発注仕様書の中で複数の炉のメーカーからの提

案であったりというのを聞いていきたいとこのように思っております。

管理者：その助燃の後はずっと燃えていくんでしょ。

次 長：はい、一旦ごみが燃えますと後はごみの力で 850℃をキープしながら燃えていきますので、後で燃料を足して温度を高めるという事はございません。

管理者：空気等を送り込んでずっと燃える状態にはしますけども、常に何か燃料を燃やし続けながら運転していく施設ではございませんで、最初の立ち上げの時だけ温度が低い状態にごみを突っ込んでしまうとダイオキシンとか発生してしまったりもするんで、最初の温度がもっと上げる時だけ、何らかの助燃材料を使っていくという事でございます。

住 民：別所町、といいます。ご説明の中でたまたま粗大破碎 22 か 23 ページの辺りの説明がなかったんですけども。その説明が欲しいのと、当然これも排気塔があると思うんですけども、これの排気塔の高さというのは。

次 長：排気塔は無いです。排ガスは出ませんので基本的には中の空気を外に出す時に、活性炭フィルターを通じて出していくだけで、この粗大・リサイクル施設は燃やしたりっていう施設では、プラスチックを溶融するとか。

住 民：この絵のような感じではないと。

次 長：ではないですね。

管理者：この絵が、すみません。いかにも排ガスに見えて。すみません、こういった煙突が立ち並ぶ施設ではございません。ちょっと私の説明が飛んでしまって申し訳ありませんでしたが 22 ページの部分は非常に機械に関わる部分で破碎の形式でございますんで、専門的な事をご関心の方が見ていただければと思います。9 ページでございますけども、これはプラスチック製の容器等扱いますんで、一部でそういった化学物質が外に出してしまう例があるのではないかという地元の方でも質問色々いただきました。その中で公害事案になっているものが、実際にあるではないかというような事も、これは櫛本の方で質問いただいた事がございました。ただ、それは事案にはなっておるんですけども、結局、敗訴したり、或いは公害等調停委員会でそれが理由ではないというものにはなったものなのですが、実際に東京の方の杉並という所でも、きちんとした排気の対策が採られていない時に周りに一部、有害物質が出たというような事案もございましたんで、それをきちんと屋内から屋外の所で行く際の対策として、活性炭及び光触媒によるものというのをやっている施設もあるね、ただ、その中で光触媒については必ずしも有効ではないので、それは今後決定していこうねとこういった事が書かれておるわけでございます。ただ私が飛ばしてしまったんで、誤解を与えてしまったかもしれませんが、何か溶融をするとかプラスチック物質を燃やすとか溶かすという施設ではないんでございます。要はペットボトルとか来て、このままじゃダメなんで圧縮する、カンについては圧縮する、或いは破碎して分別してそ

の処分場の所に持っていくというような施設になりますので、このリサイクル施設そのもので何か科学的な反応が生じるような所ではないという事でご理解いただきたい。

住 民：別所町の・・・です。今回は基本仕様書の説明という話ですけど、以前、説明会で来年度には予測評価をされる予定になっておるとお思います。予測評価とこの仕様書との関連がちょっとよく分からないんですけど。検討委員会も3月末で解散されたと聞いておりますし、今後の予定はどうなっているのかと。予測評価がどのくらい影響を与えてくるのか、反映されるのか教えて欲しいです。

管理者：環境影響評価との関係というのが次の所で32ページの所で書かせていただいて、これは大気ですとか、水ですとか、或いは風向きですとか、車、景観、色んな要素が環境影響評価の中では入って参ります。その時には当然ここで書かれている自主規制値も含めて事前に担保される。煙突の高さなんかも決まっておりますと、どういう形で拡散をしていくかとかっていうのが事前には分からなかったわけでございます。なので、この基本仕様書で、ああこういう形のものを構想されるんですね、それがじゃあ、あの所に出来たという事を前提に考えれば、今現在の出来る前の数値が測って見たらこうなのでこの後予測されるのがこういう事ですね、それについて環境を守る為に適当な対策がどういうふうに採られていますか、こういった事を30年度には実測を周りの所で、大気ですとか水質ですとかそれぞれのポイントでやって、それがきちんとできるというような事が担保される。それが知事の方に県の方にいって、県の審議会の方で確認がされてO. K.と言われてから建設に初めてかかっていくという施設になりますので、仮にそういう事例っていうのはほぼないんですけども、事前に見ていたらごこの基本仕様書に書かれている通りに造った場合にあなたの所が掲げている自主規制値も含めて、法定の中でうまくいきませんねというふうに言われてしまうと、建てる事がその分出来ないというような施設になって参ります。修正をしないとそのままでは建てる事が出来ないものになっております。31年度末に実際に計測した結果、うちで構想して採られる対策等の評価書が全部纏まってきたやつについての知事意見というのが出る事になっておまして、今後の体制なんですけれども、一旦これは答申をいただいたわけでございますが、じゃあその後環境がちゃんと守れてるかどうかを事務的にチェックを誰がするんだというような事もあるかと思っております。それについては今回の委員会の体制も含めて、稼働後の事もございまして、それについてはどういう体制でお話ししていけばいいのか、常にインターネットとかで公表するんで、誰しもが見られる状態にはなっておるんですけども、やはりきちんとそれが議論できる場もあった方がいいかなと思っておりますので、それについては又今後ご相談をしていきたいと思っております。

住 民：評価の結果は又縦覧。

管理者：評価の結果は必ず縦覧がされる形になりまして、それに対してのパブコメもやってどういいうご意見が来てるかっていうところと、後うちが例えばこういう点が心配やという点に対して、こういう回答こういう対策を採りますという事を回答しているところも含めて、ちゃんと出来ますっていうような事を県の審議会に評価いただくという形になります。

局長：他にございませんか。もし無いようでしたら、もし後日質問があれば組合の方に問い合わせさせていただければ、又回答させていただきますけれども、本日は無いようでしたらこの辺で終わらせていただいてもよろしいでしょうか。

管理者：ご質問は随時仰っていただければと思いますし、或いはもしそれぞれの所で又説明をしてくれという機会がございましたら、私共いつでも何度でも伺うという事で申し上げておりますので、そういう形でお願い出来ればと思います。

会長：最後というよりも、1つだけちょっと下世話な質問なんですけれども、今現在、人口が天理市は67,000という事で、これからどんどん人口は減っていきます。減っていくと同時にごみの量も減っていきよるといふ具合に思うんです。そうなってきた場合には、最新式のいわゆる焼却炉が入っておると。これで完全燃焼ができるのかどうか。この辺がちょっとね、私、専門的な事はよく分かりませんので、それを1つお伺いしたいというような事と、今現在どのくらい建築費が掛かるのか分かりません。ただこういった焼却炉つちゅうのは、専門業者しかできませんので、各数社に分かれるという具合に思います。そうなってくれば、ある程度やはり大体どのくらい掛かるんやなっていうような事が36年先からの建築でございますので、恐らくその時分には高騰しておるかも分からない。その辺のいわゆる・・・をどういふ策で持っていられるのかというような事。それから3点目が、自主規制というのがですね、この23ページの表を見てみますと、水銀が30、法令の規制では、自主規制も30。これ私、委員会の時に申し上げたんですけども、その理由は何で一緒やっていう事になりますと、平成30年度にこの規定が規制をされたというふうに書いてあるんですが、やはり自主規制値のなるべく法的な規制よりも少ない方がいいというのが安心、我々にとっては、出来るだけそういうような事を一つ押さえていただきたいという具合に思っております。

次長：今、区長会長の方からご質問がありましたが、ごみ量の減少ですね、当然ごみ量も人口減ってくるわけなんですけれども、減った場合やはり投入の速度等で調整しながら、2炉は動かしていきたいなというふうに考えております。ただ極端に言いますと、半分とかになりましたら2炉運転っていうのは止めて1炉運転になるというような形で、今実際、嘉幡の施設もそうなんですけれども、当初の予定からかなりごみ量がやっぱりリサイクルが進んでおりました、今でしたらほとんどが片炉運転、1炉運転で今やってるという形でごみ量に応じてやっぱりそういう運転の仕方も検討していきたいとこのように思っております。

管理者：2点目なんでございますけども、又議会ですとか各市町村の方と諮っていかないといかん話なんですけど、私共が事務組合を作ろうという事で、結成した3年前と比べても今非常に高騰しております。およそ1t当たりの処理量単価なんですけど、それが5,800万円くらいで、当時入札が全部落ちておった。ですから300tのものを仮に造ろうとしたら5,800万に300をかけていただければという事なんですけど、それが最近では8,500とかも上とかそういう形で、やはり高騰はしてしまっております。なので、極力、競争性が働く安

定的だし、色んな所が出せるようなもので、この基本仕様書は専門家の先生にも作っていただいて、会長にも入っていただいたんですけれども、実際に何社が応札してどのぐらいまで落ちるかというのは正直分からない部分もございます。ただ、これは市民生活にとって無いとどうしようもない施設でございますんで、高いからじゃあ止めるかということそれは難しいと。ただ高くなるにしても、これは自分だけで造った時よりは先程も申し上げた通り、非常に合理化できる施設であるという事。ですから当時5,800万円が各それぞれの基準だったところが今それよりも大分上がってるという事は、下がり幅も恐らく下がるというふうに思っておりますし、出来るだけ我々としても経済的に済むようにちょっと努力をして今後やっていきたいと思っております。最後の3点目なんでもございますけども、先生方にも今日のご意見というのは又お伝えをしたいなと思っておりますが、基本的にご理解いただきたいのは国の方も各市町村が自主規制値を作ってどうせ下げるだろうからちょっとサバ読んどいて高めに設定しようかというふうにしてるのが基準ではないんです。国の方も当然それであればきちんと健康上担保されるという事をギリギリやっておる。じゃないと国自身が後で責任を問われる問題になりますんで、私共が仮に自主規制値を全然設けなかったとして、その通りやって何かあった時に、いや国のせいです、国がっていうふうに言われたら国も困ってしまうわけですね。なのでそこは相当厳格に作られているものの中で特に水銀については本当に一番最近になって、設けられている基準でございますので、それは今現在の安定的な且つ最新の技術からすればこれはできるし、これはやらなければいけないというようなところで設けられておる数値だという事で、ご理解をいただけたらと思います。それ以外の部分については、よりやはり現在の最新の施設の数値も踏まえながら、うちはより厳しい基準というのを設けていたという事でございます。

会長：それでは時間が8時15分でございます。1時間にわたりまして、本当に有意義な会議であったと思います。管理者である市長に本当にお忙しい中ありがとうございました。ただ、これ1回だけではなかなか理解出来にくいであろうという具合に思いますので、お帰りになって是非もう1回この冊子をご覧になって、又出来たらこういった機会を設けさせていただいて、色んな皆さん方のご質問等を又行政の方に言っていただいたら、安心、安全というふうな事が第一でございますので、是非一つ宜しく今後共ご協力をお願い申し上げたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

以 上

